企業のみなさんを応援します 各種制度をご利用ください

融資あっせん制度

中小企業融資あっせん制度（マル能）

市内に事業所があり、事業運転資金などを必要とする中小企業者に融資のあっせんをします。

貸付限度額…1,000万円

中小企業機械類設備資金融資あっせん制度（能代機械）

市内に事業所がある中小企業（従業員100人以内）や組合などで、生産加工などの機械器具や装置、情報機器を購入する場合、購入資金の融資のあっせんをします。

貸付限度額…700万円

施設整備補助制度

電源過疎地域等企業立地促進補助制度

生産や営業に直接使われる施設・設備を市内に整備する場合に、補助金を交付します。

要　件…①増加雇用者３人以上
②補助金の交付額が200万円以上

補助額…増加雇用者数当たりの単価に床面積を乗じて得た額

〈補助金交付単価〉

増加雇用者数	単　価（1㎡当たり）	増加雇用者数	単　価（1㎡当たり）
３～９人	2,500円	20～29人	5,000円
10～19人	3,750円	30人以上	6,250円

電源地域産業再配置促進補助制度

市内の工業団地に工場などの新・増設などをした場合に、事業費の一部を補助します。

補助額…対象工場などの床面積１㎡当たり
7,500～12,500円

申請期間…対象工場の工事着手から５年以内

雇用支援助成制度

能代市雇用調整助成金制度

雇用の維持を図るためハローワークから雇用調整助成金の支給を受けた事業主に対し、事業主負担分の一部を助成します。

助成額…労働大臣が定める基準賃金額で算出された額×1/6以内

能代市若年者安定雇用促進奨励金制度

市内に住所のある若年者（35歳未満）を試行雇用した事業主に助成します。

対象…国の若年者安定雇用促進奨励金の支給を受けた事業主

助成額…（支払賃金－国奨励金）×1/2以内
※上限２万円

商工業振興助成制度

商工業振興促進助成制度

市内に工場などを新設・増設・移設した場合に、用地取得費の助成や雇用奨励金交付、固定資産税の課税免除制度があります。

※固定資産税の課税免除制度は新規雇用を除く。

○用地取得助成金

対　象…能代工業団地・能代木材工業団地の土地を3,000㎡以上取得した場合

助成額…取得費の25％（上限２億円）

○雇用奨励金

交付期間…３年間

助成額…20万円/人：上限3,000万円
（新卒・市への転入者は30万円/人）

○固定資産税の課税免除制度

対　象…工場等を構成する減価償却資産と当該工場等の敷地である土地

期　間…３年間

福利厚生助成制度

中小企業福利厚生施設整備促進助成制度

常時雇用する従業員が10人以上の事業所の福利厚生施設を新築・増改築するときの建設費の一部を助成します。

対象施設…休憩室・更衣室・浴室・水洗トイレ

助成額…建設費の1/5以内（限度額200万円）

商店街の振興補助制度

商店街活性化対策事業補助金制度

商店街振興組合など商業者などで組織する団体が空き店舗を利用したイベントなどの事業を行う際に事業費の一部を補助します。

補助額…事業費の1/2以内
（限度額：１事業に対して９万円）

商店街活性化総合支援事業費補助金制度

商店街の中にある空き店舗を活用して新たに商売を行おうとする場合などに賃借料や家賃などの一部を補助します。

詳しい内容については直接お問い合わせください。

各種制度の詳細は
（問合せ）商工港湾課　☎89－2186